

## 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由で教育費（給食費、学用品費等）の支払いにお困りのご家庭へ、教育費の一部を援助しています。

### ★援助が受けられる世帯とは

- ・生活保護を受けている世帯
  - ・前年中の世帯の総収入が、市が定める基準未満の世帯
  - ・主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯
  - ・天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯 など
- ※ 認定基準を満たさない場合、援助が受けられないケースがあります。

### ★申請するには

4月（入学後）に学校から「就学援助制度のお知らせ」を各家庭に配布します。そのお知らせに添付している申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに学務課へ申請してください。

※ 収入基準、支給内容、必要書類等の詳細は、4月に配布されるお知らせをご覧ください。

※ 援助を希望されるご家庭は、毎年度申請が必要です。

### ★「入学時学用品費」の支給時期について

本市では、就学援助制度受給対象世帯（生活保護世帯を除く）へ「入学時学用品費」を支給しております。支給時期は、入学前または入学後のどちらか1回です。令和8年度については以下のとおりです。詳細は裏面をご確認ください。

就学援助制度受給対象世帯（生活保護世帯を除く）	入学時学用品費支給時期（予定）
令和7年度に既に受給対象となった世帯、または、令和8年1月30日までに新たに受給対象となった世帯	令和8年 3月頃
令和8年4月に申請し、受給対象となった世帯	令和8年 7月頃



【問合せ先】 小金井市教育委員会 学務課  
電話：387-9874